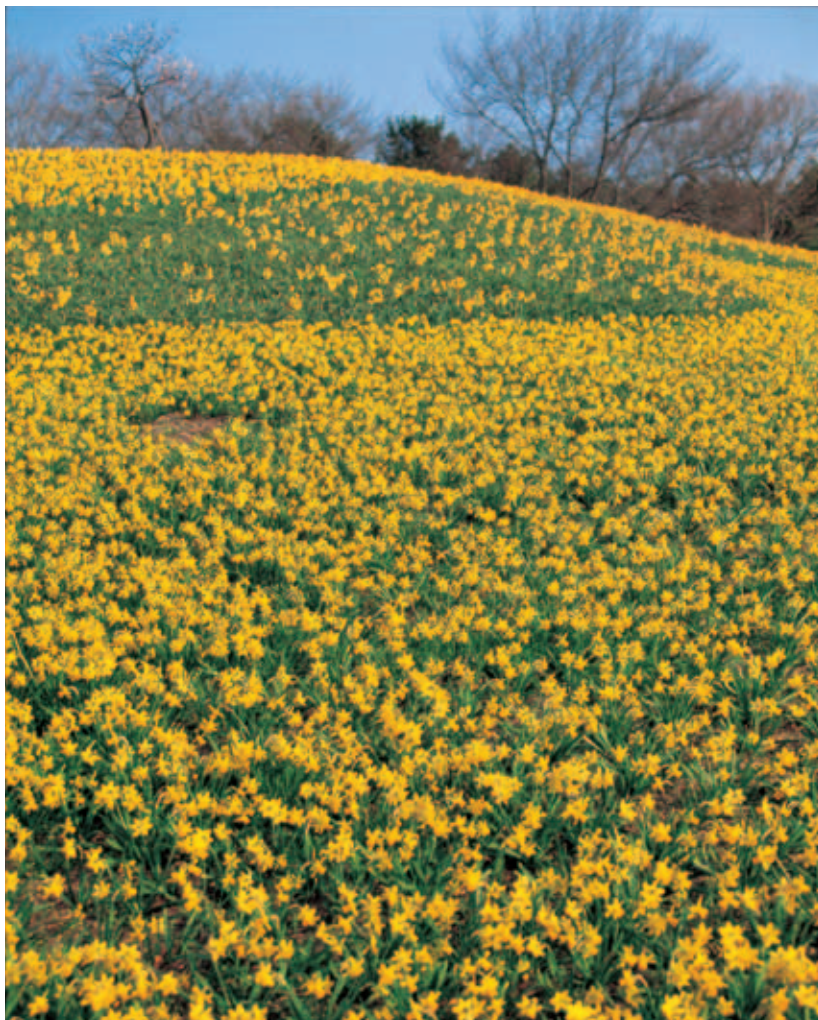




水仙

高井会計だより

編集 発行人
税 理 士

高 井 直 樹

事務所 〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

◆ 3月の税務と労務

3月

(弥生) MARCH

21日・春分の日

国 税／平成25年分所得税の確定申告

2月16日～3月17日

国 税／個人の青色申告の承認申請 3月17日

国 税／贈与税の申告 2月1日～3月17日

国 税／2月分源泉所得税の納付 3月10日

国 税／個人事業者の25年分消費税の確定申告

3月31日

国 税／1月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等)

3月31日

国 税／7月決算法人の中間申告

3月31日

国 税／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告

(年3回の場合)

3月31日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	.	.	.	.	.

地方税／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税

(事業所税)の申告

3月17日

ワン
ポイント

4月から郵便料金引上げに 消費税の4月からの引上げに伴い、郵便料金が引き上げられ、通常ハガキは50円から52円に、定形郵便物(封書)の25g以下は80円から82円になります。これに合わせて、2円や52円、82円等の切手が本年3月3日から新たに発行されます。80円の切手は在庫がなくなり次第販売終了となります。



被保険者が産前産後休業及び育児休業したときには健康保険や雇用保険から必要な給付が行われます。この他、児童手当、一定の場合は児童扶養手当が支給されますので担当窓口にお問い合わせるとよいでしょう。

社員の出産から職場復帰までの一連の保険給付等は、次のとおりです。

① 出産育児一時金を申請するとき

正常分娩の他、妊娠四カ月（八十五日）以上の被保険者または被扶養者が出産した場合であれば、早産、死産、流産、人工妊娠中絶であるか否かに関係なく胎児一人につき定額で四十二万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は三十九万円）が支給されます。

② 出産のため休業したとき

被保険者が出産したときには、出産の日（出産日が出産予定日より遅れたときは、出産予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合は九十八日）から出産日後五十六日の間において「仕事に就かない」日があるときに、出産手当金として一日につき標準報酬日額の三分の二相当額が支給されます。

なお、平成二十六年四月一日から、次の緩和措置がスタートします。

i 産前産後休業期間中の保険料免除

産前産後休業を取得した被保険者は、育児休業と同様厚生年金保険及び健康保険等の保険料が免除となります。

ii 産前産後休業を終了した際

の標準報酬の改定

現行制度では、産後休業終了後育児休業を取らずに短時間勤務等により職場復帰し、報酬が低下した場合であつても報酬月額改定の対象になりませんが、来年度からは産後休業終了後の三カ月間の報酬月額により、育児休業終了時改定と同様の報酬月額の改定が行われることとなります。

③ 児童手当を申請するとき

中学校修了前までの子どもを養育している人に、子ども一人につき一定額が支給されます。児童手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されますので（⑤も同じ）、手続きは早急にしたほうがよいでしょう。

④ 児童扶養手当を申請するとき

父母の離婚など父または母の一方からしか養育を受けられない一人親家庭などの児童のうち、十八歳に到達した日以後最初の三月三十一日までの間にある児童を養育する所得が一定水準以下の人が申請できます。金額は所得額により全部支給、一部支給、支給停止のいずれかになります。なお、児童手当も受けられますので、一緒に申請するとよいでしょう。

⑤ 育児休業給付金を申請するとき

原則として一歳または一歳二カ月未満の子を養育するために育児休業を取得する雇用保険の一般被保険者であつて、育児休業開始前二年間に、賃金支払基礎日数が十一日以上ある月が通算して十二カ月以上ある人の育児休業期間中の賃金が一定額を下回った場合に、原則として一支給単位期間（三十日）について、休業開始時賃金日額に支給日数を掛けた額の五〇％相当額が支給されます。

⑥ 育児休業期間中の保険料免除の申出をするとき

育児休業期間中の社会保険料免除を希望するときは、産後休

業終了後、年金事務所に下記表中⑥を提出します。この手続きにより保険料を免除された期間は被保険者期間として計算されますので、年金額は減額されません。

免除期間は、育児休業等開始日（女性の場合は出産日後五十七日目）の属する月から育児休業終了日の翌日の属する月の前月までの期間（最大で三年間）です。

⑦ 当初の予定より早く育児休業を終了したとき

育児休業の期間が当初の予定より早く終了したときには、その手続きをします。

⑧ 育児休業前と出社後の標準報酬月額に変動があったとき

三歳未満の子を養育する被保険者が、育児休業終了後に短時間勤務に変更して復帰する場合、報酬月額（給与）は低くなるのがほとんどでしょう。そこで、育児休業等終了日の翌日の属する月以後三カ月間に受けた報酬

の総額をその期間の月数（報酬支払基礎日数が十七日未満の月は除く）で割った額と従前の標準報酬月額とを比べて標準報酬等級に一等級以上の差が生じたときには、報酬月額の改定を申し出ることができます。この改定は通常の随時改定に比べて要件が緩和されています。ちなみに、この間の保険料及び傷病手当金などの保険給付は新たな標準報酬月額に基づき計算されます。

⑨ 年金額を育児休業前の高い報酬で計算してほしいとき

⑧の申出をした被保険者が、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額について、育児休業開始前（従前）の高い標準報酬月額で計算して欲しいときには、その申出をします。

⑩ ⑨の特例を終了するとき

⑨を提出した人のうち特例に該当しなくなったとき（子を養育しなくなったとき、子が死亡したとき）に提出します。

	こういうときには	様式名	提出期限	提出先
①	出産育児一時金等を申請するとき	健康保険被保険者・家族出産育児一時金支給申請書	すみやかに	協会けんぽ等
②	出産のため休業したとき	健康保険出産手当金支給申請書	すみやかに	協会けんぽ等
③	児童手当を申請するとき	児童手当認定請求書	すみやかに	住所地の市区町村
④	児童扶養手当を申請するとき	児童扶養手当認定請求書	すみやかに	住所地の市区町村
⑤	育児休業給付金を申請するとき	育児休業給付金支給申請書	4カ月以内	ハローワーク
⑥	育児休業期間中の保険料免除の申出をするとき	健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書(新規・延長)	産後休業終了後	年金事務所
⑦	当初の予定より早く育児休業を終了したとき	健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者終了届	すみやかに	年金事務所
⑧	育児休業前と出社後の標準報酬月額に変動があったとき	健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届	職場復帰後4カ月目	年金事務所
⑨	年金額を育児休業前の高い報酬で計算してほしいとき	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出届	⑧と一緒に	年金事務所
⑩	⑨の特例措置を終了するとき	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例終了届	すみやかに	年金事務所

休憩時間

休憩時間とは、労働者が労働から離れることを権利として保障されている時間をいいます。したがって、実際に作業に従事しない待機時間等（いわゆる手待時間）は自由に利用することができない時間ですので、休憩ではなく労働時間となります。

労働時間が6時間を超え8時間以下の場合には少なくとも45分、8時間を超える場合は、少なくとも60分の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないことが労働基準法で定められています。

たとえば一勤務の労働時間の合計が6時間以下の場合には休憩時間を与える必要はありませんが、8時間を超える場合は、その時間が何時間であっても60分の休憩を与えればよいこととなります。ただし、時間外労働が長くなる場合は、身体への影響、事故防止の観点からも適切な長さの休憩時間を付与することが望ましいとされています。

す。なお、休憩時間の上限についての定めはありませんが、休憩時間が長いと拘束時間も長くなりますので留意すべきでしょう。

①列車、気動車、電車、自動車、船舶または航空機の乗務員で長距離にわたり継続して乗務する人、②屋内勤務者30人未満の郵便局で、郵便・通信、電話の業務に従事する人、③①以外の乗務員で勤務中の停車時間、折返しによる待合せ時間等の合計が休憩時間に該当する人には休憩を付与しなくてもよいものとされています。

休憩を与えなかった場合、与えても一斉に与えなかった場合（運輸交通業、商業、金融広告業、映画・演劇業、通信業、保健衛生業、接客娯楽業、官公署は、原則どおり一斉休憩を適用すると公衆の不便を生ずるため一斉付与は適用されない）、自由に利用させなかった場合（警察官、消防職員、児童と起居を共にする乳児院、養護施設等の職員等には自由利用の原則は適用されない）には、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

リハビリ勤務

うつ病などで休職している社員をスムーズに職場復帰させる方法の一つとして、リハビリ勤務制度があります。

リハビリ勤務期間については、①労務不能で報酬の支払いがないこと、②事業主から指揮命令や拘束を受けないこと（本来の業務を行っていないこと）、③主治医の指示のもと（リハビリ勤務であることまたは障害者

支援センターが実施しているリハビリ勤務制度に基づくリハビリ勤務であることという要件を満たせば健康保険から傷病手当金が支給されます。

なお、無報酬のリハビリ勤務は、いかなる簡易な業務でも指揮命令がでず社員の自主性に委ねられることとなりますので、就労ではないリハビリ勤務の仕事中及び通勤途上の事故については労災保険から給付は受けられません。

DV被害者の国民年金保険料の特例免除

配偶者からの暴力(DV)により配偶者(DV加害者)と住居が異なるDV被害者は、配偶者の所得に関係なく、本人の前年所得が一定以下であれば、毎年7月から翌年6月までの1年間にかかる国民年金保険料の全額または一部が免除になります。

申請は毎年、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」、配偶者と住居が異なること等の申出書、住居地が確認できる書類を添付して年金事務所に行います。

初回の申請には婦人相談所または配偶者暴力相談支援センター等（詳細は、内閣府男女共同参画局HP参照）公的機関が発行する「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、年金手帳等を添付する必要があります。なお、所得に関しては、本人のほか、父母等の世帯主が審査対象となる場合がありますので、年金事務所に相談するとよいでしょう。